

因島医師会介護老人保健施設ピロードの丘  
指定(介護予防)通所リハビリテーション事業運営規程

(事業の目的)

第1条 一般社団法人因島医師会が開設する因島医師会介護老人保健施設ピロードの丘（以下「事業所」という。）において行う指定(介護予防)通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な(介護予防)通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の従事者（以下「従業者」という。）は、要介護者又は要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の生活機能の維持・向上を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 因島医師会介護老人保健施設ピロードの丘
- (2) 所在地 尾道市因島中庄町 1955 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 従業者の職種及び員数  
管理者 1名（常勤）  
医師 1名（常勤、管理者兼務）  
理学療法士 3名（常勤）、2名（非常勤）  
管理栄養士 1名（常勤）  
介護職員 10名以上（常勤）、（非常勤）

- (2) 従業者の職務内容

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、その業務を事業の責任者に代行させることができる。

医師は、利用者の病状及び心身の状況を把握し、必要な医学的対応を行う。

理学療法士は、利用者の必要に応じて個別的なりハビリテーション等を行う。

管理栄養士は、利用者の栄養管理・栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

介護職員は、利用者に必要な介護及び日常生活の援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日；月曜日から日曜日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間；午前8時30分から午後5時までとする。

(3) サービス提供時間；午前9時20分から午後3時30分までとする。

(事業の利用定員)

第6条 事業の利用定員は、45人（予防給付を含む）とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事
- (4) 入浴
- (5) 生活指導
- (6) 個別リハビリテーション
- (7) 栄養改善サービス
- (8) 口腔機能向上サービス

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 利用者に対して、事業所内で調理された昼食を提供した場合は、食費745円を徴収する。又、事業所外で調理された弁当を選択する場合は、普通食490円、やわらか食700円を徴収する。

3 利用者に対しておやつ・ジュース等を提供した場合は、その実費を徴収する。

4 利用者に対しておむつを提供した場合は、その実費を徴収する。

5 前各項に掲げるもののほか、(介護予防)通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担にすることが適当と認められる費用は、その実費を徴収する。

6 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常事業の実施地域は尾道市因島地区（但し、尾道市因島重井町細島地区を除く）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 従業者の指示に従いルールを守って利用する。
- (2) 他の利用者の迷惑にならないようにする。
- (3) 喫煙場所以外での喫煙は厳禁とする。

(身体拘束等に関する事項)

第11条 利用者又は、他の利用者等の生命若しくは身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及びその他の方法により、利用者の行動を制限しないものとする。

る。利用者の行動を制限する場合は、利用者及び家族に対し、事前又は事後、速やかに行動を制限する根拠・内容・期間について説明する。

第12条 当事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第13条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（事故発生時の対応）

第14条 利用者に対する事故が発生した場合、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に対して連絡等の必要な措置を講じる。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐ策を講じる。

（相談窓口・苦情対応）

第15条 事業についての要望や苦情は、事業の責任者が担当する。

（非常災害対策）

第16条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、定期的に避難・救出等訓練を行う。

第17条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- (3) その他の研修

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。このことは、退職後においても同様とする。

3 この規程に定める事項のほか、施設の運営に関する重要事項は、一般社団法人因島医師会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

1. この規程は、広島県知事の開設許可の年月日から施行する。
2. 平成 24 年 5 月 2 日一部改正
3. 平成 24 年 6 月 20 日一部改正
4. 平成 24 年 10 月 2 日一部改正
5. 平成 25 年 1 月 15 日一部改正
6. 平成 25 年 4 月 1 日一部改正
7. 平成 25 年 6 月 17 日一部改正
8. 平成 26 年 4 月 1 日一部改正
9. 平成 27 年 4 月 1 日一部改正
10. 平成 27 年 12 月 10 日一部改正
11. 平成 28 年 4 月 1 日一部改正
12. 平成 28 年 11 月 1 日一部改正
13. 平成 29 年 4 月 1 日一部改正
14. 平成 30 年 4 月 1 日一部改正
15. 平成 31 年 4 月 1 日一部改正
16. 令和 1 年 10 月 1 日一部改正
17. 令和 2 年 4 月 1 日一部改正
18. 令和 6 年 3 月 8 日一部改正
19. 令和 7 年 4 月 1 日一部改正
20. 令和 8 年 4 月 1 日一部改正